第七十条の七の四第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第二項第一号中「第五号の五年を経過する」を「第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第三号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第四号イ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項第五号中「同日以後五年を経過する」を「次に掲げる日のいずれか早い」に改め、「贈与が」の下に「当該贈与者の」を加え、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、次条第十一項において準用する場合を含む」に、「当該贈与者又は当該贈与前に前項の特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「第七十条の七第一項又は次条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に前項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等」に、「当該五年を経過する」を「当該次に掲げる日のいずれか早い」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の四第二項第六号イ中「提出期限」の下に「（経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項において準用する第七十条の七の二第三項第二号又は」を削り、「同条第十項」を「第七十条の七の二第十項」に改め、同号ロ中「前号の五年を経過する」を「前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合　経営承継期間の末日」とあるのは「場合　経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第七号までの規定」を「同項第三号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「対象非上場株式等又は」とあるのは「対象相続非上場株式等又は」と、「第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等」とあるのは「対象非上場株式等」と、同項第四号」に、「同条第四項」を「同項第五号及び第六号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第八号から第十七号までの規定中「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「同条第四項」に、「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第四項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第六項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第七項中「、特例受贈非上場株式等」を「、対象受贈非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第七十条の七の四第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第八項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「同項第五号の五年を経過する」を「同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第十項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第十一項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項第五号中「同日以後五年を経過する」を「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第十三項中「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「「第一項」を「「、第七十条の七の四第一項」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、「同条第二十三項中」の下に「を同条第一項と」を加え、同条第十六項及び第十七項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第十八項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改める。

第七十条の七の十第四項第二号及び第四号中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改め、同条を第七十条の七の十三とする。

第七十条の七の九を第七十条の七の十三とする。

第七十条の七の八第五項中「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第六項中「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第七項中「第七十条の七の五第七項」を「第七十条の七の九第七項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第九項中「第七十条の七の五第九項」を「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十項第一号中「第七十条の七の五第十項第一号」を「第七十条の七の九第十項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に改め、同条第十一項中「第七十条の七の五第十一項」を「第七十条の七の九第十一項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十二項中「第七十条の七の五第十二項」を「第七十条の七の九第十二項」に、「第七十条の七の八第五項」を「第七十条の七の十二第五項」に、「第七十条の七の八第六項」を「第七十条の七の十二第六項」に、「第七十条の七の八第九項」を「第七十条の七の十二第九項」に改め、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十四項中「第七十条の七の五第十四項」を「第七十条の七の九第十四項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十五項中「第七十条の七の五第十五項」を「第七十条の七の九第十五項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条を第七十条の七の十二とする。

第七十条の七の七第二項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条を第七十条の七の十一とする。

第七十条の七の六を第七十条の七の十とする。

第七十条の七の五第一項中「第七十条の七の八」を「第七十条の七の十二」に、「第七十条の七の七」を「第七十条の七の十一」に、「第七十条の七の十」を「第七十条の七の十四」に改め、同条第二項中「第七十条の七の十まで」を「第七十条の七の十四まで」に改め、同項第一号中「第七十条の七の八第二項及び第七十条の七の十」を「第七十条の七の十二第二項及び第七十条の七の十四」に改め、同条第三項第二号中「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同条第十項第二号中「第七十条の七の五第二項第二号」を「第七十条の七の九第二項第二号」に改め、同項第四号及び第六号中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条を第七十条の七の九とする。